



# 転載複製利用ガイドライン

---

一般社団法人

学術著作権協会

Japan Academic Association For Copyright Clearance

2019/4/1  
一般社団法人学術著作権協会

# 目次

1. 申請方法について
2. 申請日と利用期間の関係について
3. 転載許諾で認められる利用範囲
4. 営利・非営利の判別
5. 原典がある場合
6. 引用の要件

## 1. 申請方法について

- 転載許諾を申請する際は、使用図表（または文章）及び使用数を特定するために、図表が掲載されている文献の書誌事項と図表番号を申告する必要があります。
- 図表は、図表番号ごとに1点と数えます。例えば、ある文献の「図1」が複数の図から構成されている場合、同じ図表番号の中に図がまとまっているため、使用数は1点となります。
- 許諾料は利用方法に応じた許諾料単価に使用数を乗じた金額となります。



## 1. 申請方法について

- 文章を転載する場合は、1000文字ごとに使用数1点と換算されます。文章はひと続きである必要はありません。同じ文献内の複数箇所から文章を転載される場合、それらの文字数の合算で計算されます。例えば、複数箇所から文章を転載しても、文字数の合計が1000文字以内であれば使用数は1点となります。
- 申請は、著作物を使用される媒体ごととなります。例えば、同内容のコンテンツを、紙資材及びスライドで作成される場合、それぞれ別々に申請する必要があります。



## 2. 申請日と利用期間の関係について

- ・ 許諾申請の際に著作物の使用開始年月を申告していただきます。  
許諾が有効となるのは、申告された月の1日からとなります。  
また、著作物の使用期間を「1年間」で申請された場合は、12か月後の  
末日が許諾有効期間の最終日となります。

例) 2019年5月が使用開始月の場合

許諾有効期間：2019年5月1日～2020年4月30日

※許諾料をご入金いただかない限り許諾は有効となりません。

ご注意ください。



## 3. 転載許諾で認められる利用範囲

### 1. 基本原則

- ・著作権法上改変に当たる行為は認められません。
- ・著作権法に抵触する改変について、当社は責任を持ちません。
- ・権利者の権利を侵害するような行為は認められません。
- ・著作物を使用する際は必ず出典を明記しなければなりません。

### 2. 禁則事項

- ・図表の数値を変える（抜く、加える）
- ・図表の形や形式を著しく損なうような加工
- ・棒グラフを円グラフに変換するような加工
- ・1図表中から独立していない図表を切り出すこと  
etc.

### 3. 改変にあたらないとみなす行為

- ・図表中の色・形・形式の軽微な変更
- ・文字・フォントの軽微な変更  
etc.



### 3. 転載許諾で認められる利用範囲

#### 1. 著作物転載使用の基本原則

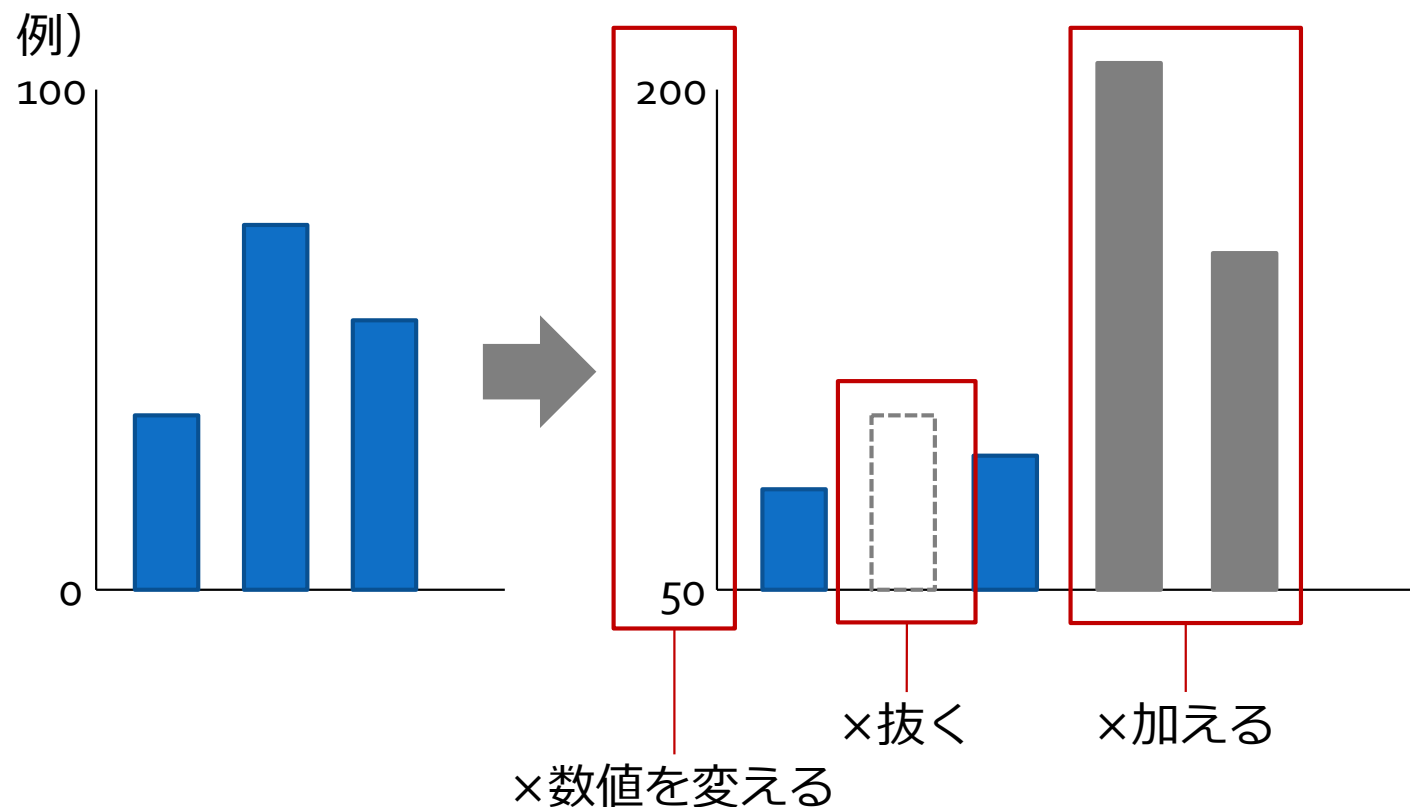
- ・ 著作権法上改変に当たる行為は認められません。
- ・ 著作権法に抵触する改変について、当社は責任を持ちません。
- ・ 権利者の権利を侵害するような行為は認められません。
- ・ 著作物を使用する際は必ず出典を明記しなければなりません。



### 3. 転載許諾で認められる利用範囲

#### 2. 禁則事項

- ・ 図表の数値を変える（抜く、加える）



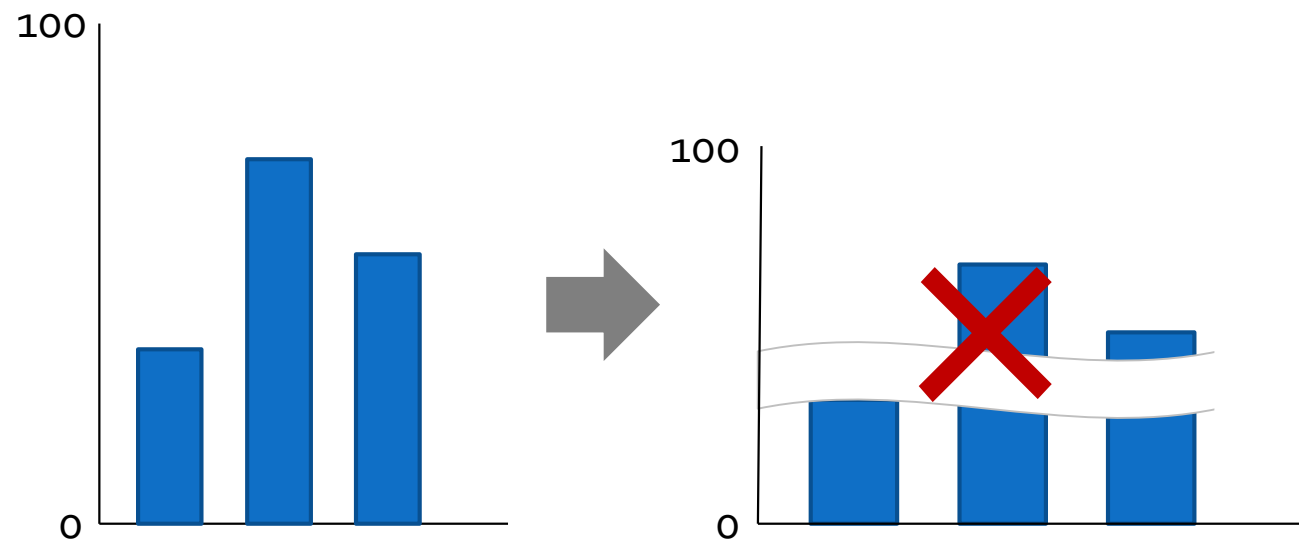


### 3. 転載許諾で認められる利用範囲

#### 2. 禁則事項

- ・ 図表の形や形式を著しく損なうような加工

例)



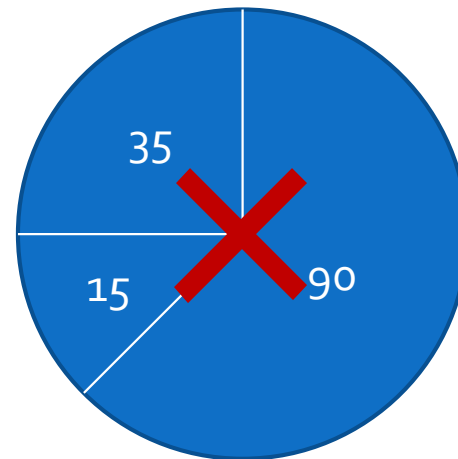
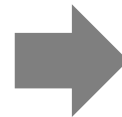
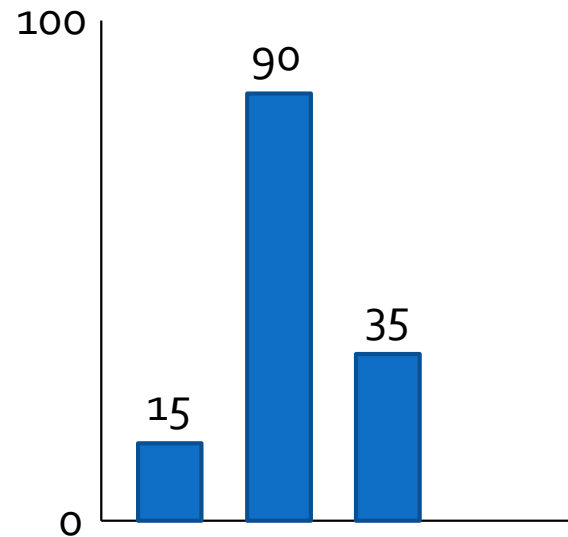
※本スライドで示した事例は一般的な利用を想定した場合であって、全ての場合について適用出来るわけではありません。

### 3. 転載許諾で認められる利用範囲

#### 2. 禁則事項

- ・棒グラフを円グラフに変換するような加工

例)



### 3. 転載許諾で認められる利用範囲

#### 2. 禁則事項

1図表中から独立していない図表を切り出すこと  
例)

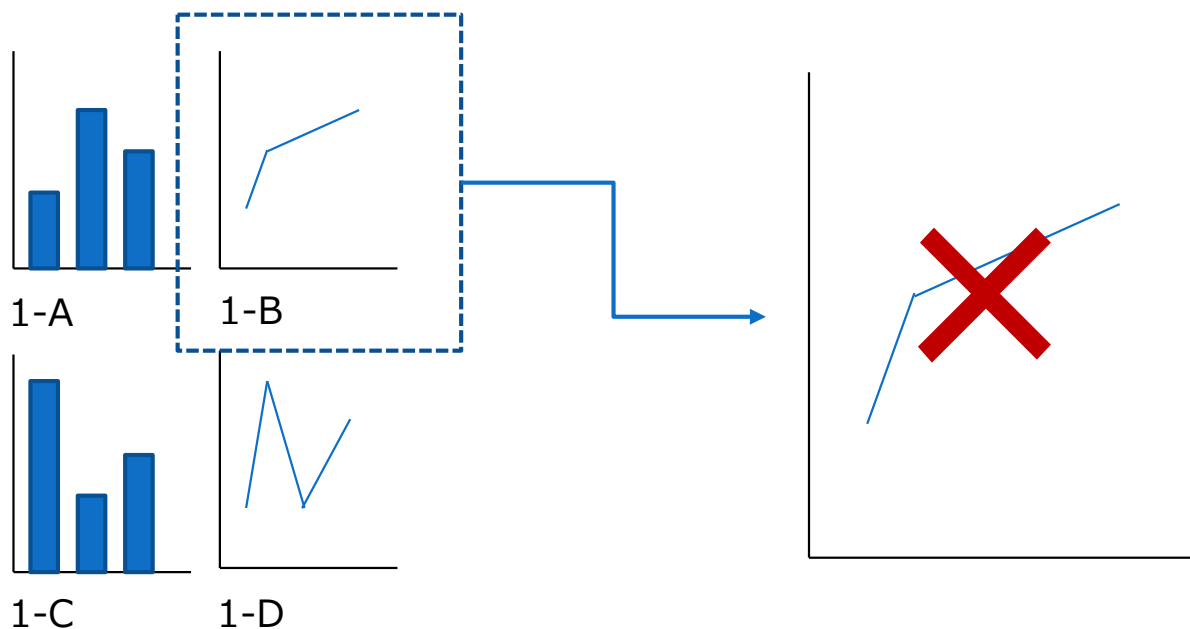


図1



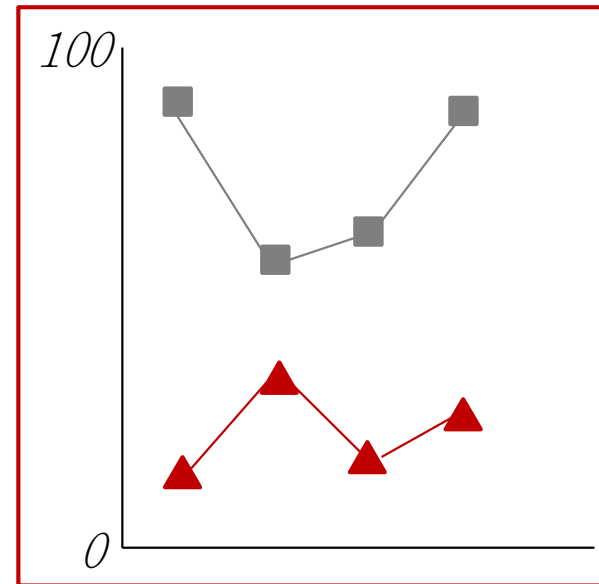
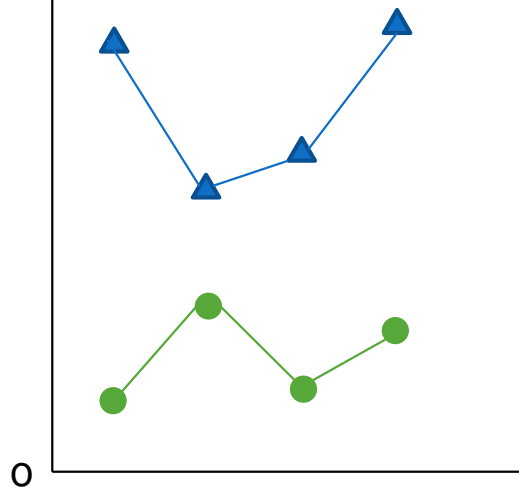
### 3. 転載許諾で認められる利用範囲

#### 3. 改変にあたらないとみなす行為

- ・ 図表中の色・形・形式・フォントの軽微な変更

例)

100



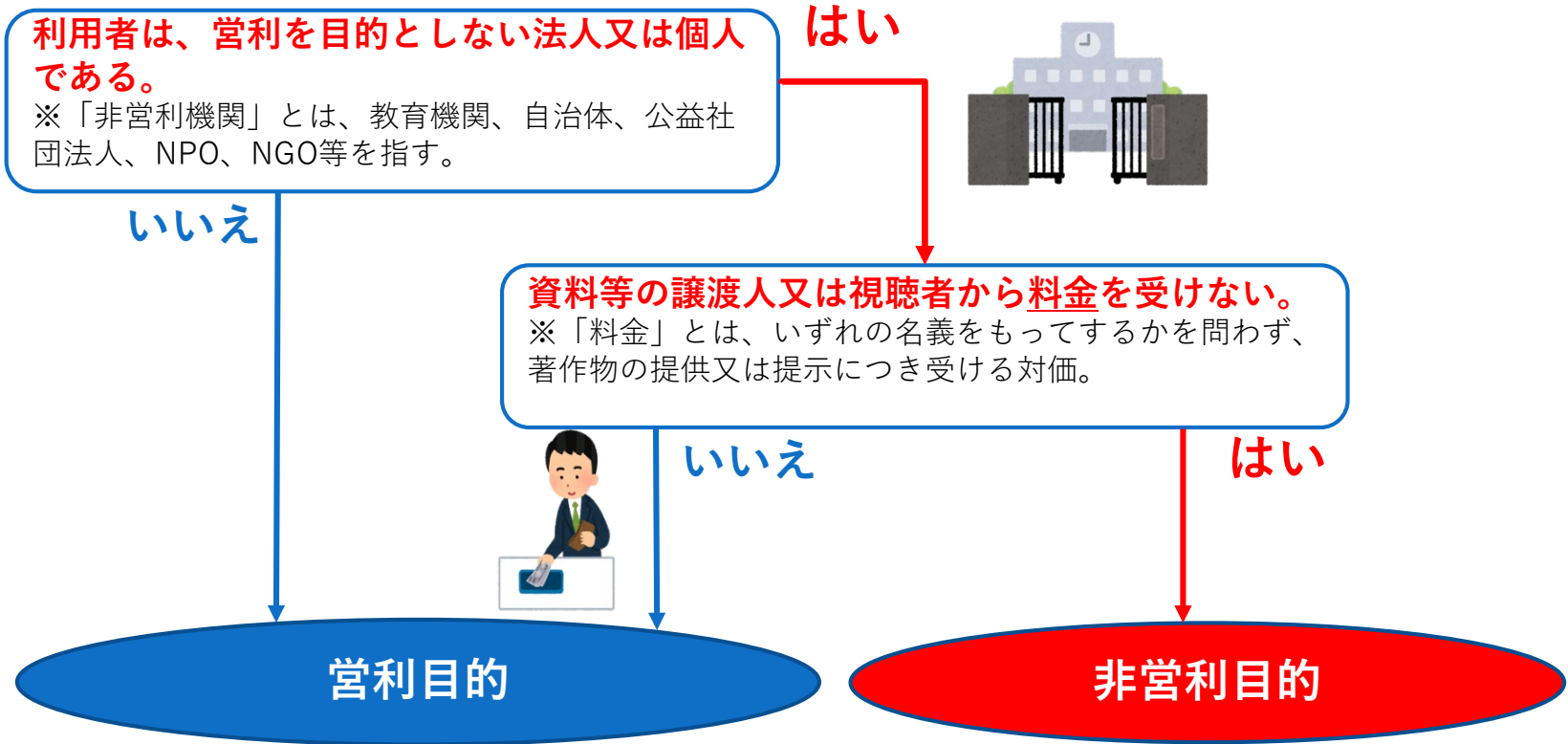
色・形・形式・フォントの軽微な変更



## 4. 営利・非営利の判別

- ・非営利目的とは、営利を目的とせず、対価を受けない場合をいいます。

### ■営利目的・非営利目的判別チャート



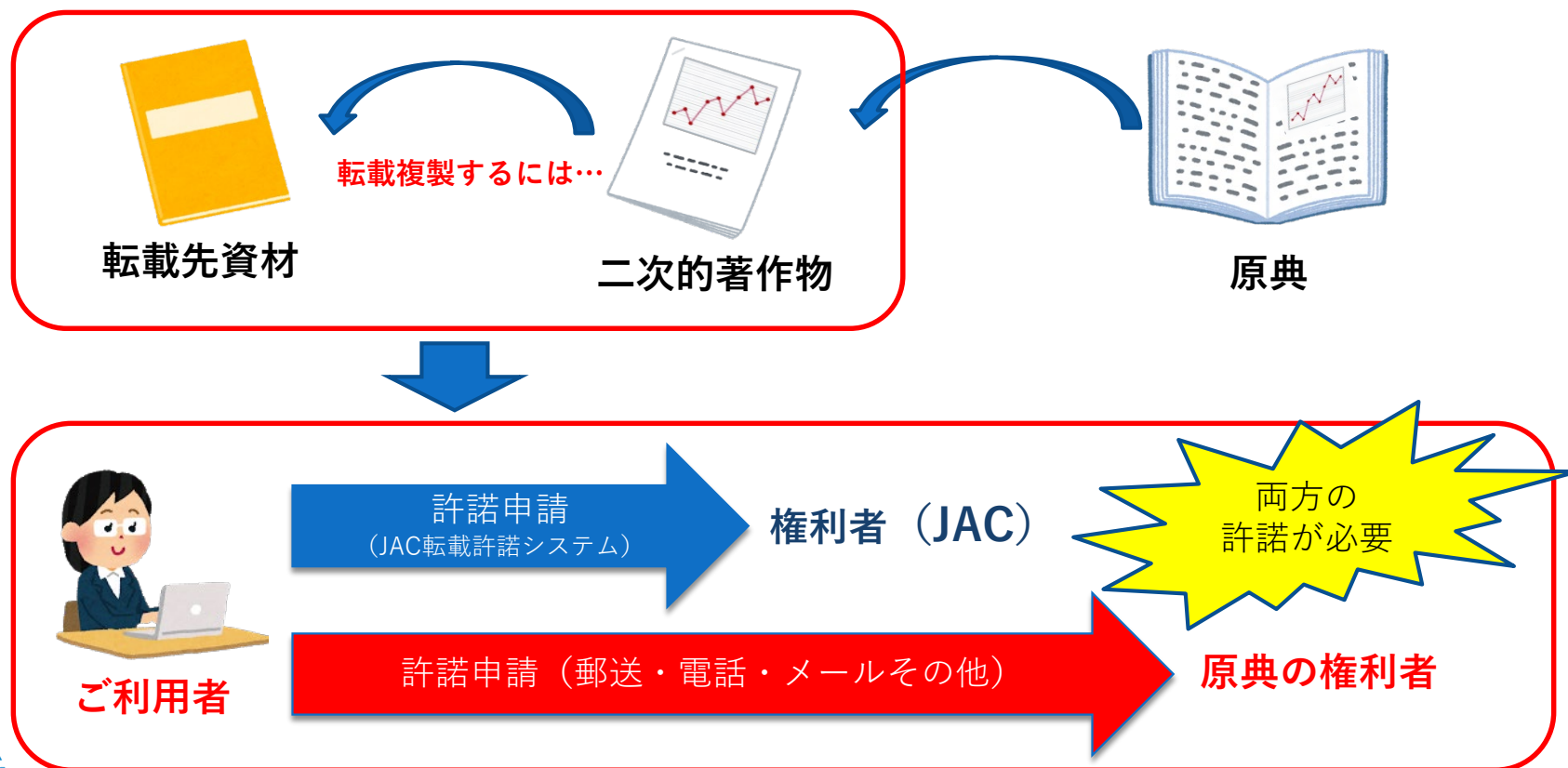
注1：学協会が主催する学術大会等で利用する場合は非営利目的とします。

注2：学協会が転載し新しく作成する著作物を販売する場合は営利目的とします。

## 5. 原典がある場合

・原典が存在する著作物を転載複製する場合には、利用者の責任において、原典の権利者と二次的著作物の権利者（当協会に委託いただいている場合には当協会）の双方に許諾を得る必要があります。

### ■二次的著作物を転載利用する場合の許諾申請方法



## 6. 引用の要件

「転載」では無く「引用」の場合、著作権者の許諾なしにその著作物を利用することができます。但し、明確な区別は難しく、特に営利活動では引用と判断することについて一定のリスクは伴うため、権利処理をする事が望ましいといえます。なお、当協会では個別の案件が「転載」と「引用」のどちらに該当するか判断はいたしかねますので、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

- ・引用（著作権法第32条）自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる

### ■引用の要件

- ・すでに公表された著作物であること。
- ・引用する「必然性」があること。（自説の補強・展開、学説の批評などの目的のため）
- ・引用部分が明瞭に区分されていること。
- ・引用部分が「従」、その他の部分が「主」である「主従関係」があること。
- ・原則として、原形を保持して掲載すること。
- ・原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用をしないこと。
- ・出所（出典）を明示すること。





一般社団法人

# 学術著作権協会

Japan Academic Association For Copyright Clearance

〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41

お問い合わせは以下のメールアドレス宛にお願いいたします。

[permission@jaacc.jp](mailto:permission@jaacc.jp) (学術著作権協会 事務局)

